

埼玉県児童虐待対応医療ネットワーク事業
令和7年度第3回児童虐待研修会

児童虐待対応に役立つ法的知識 ～離婚後共同親権制度の導入を踏まえて～

令和8年3月10日

@埼玉県立小児医療センター

名古屋市西部児童相談所 弁護士 根ヶ山裕子

民法改正の内容

<改正の趣旨>

父母の離婚等に直面する子の利益を確保するため、子の養育に関する父母の責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流、養子縁組、財産分与等に関する民法等の規定を見直すもの

- (1) 親の責務に関する規定の新設（民法817条の12）
- (2) 親権に関する改正
 - ・ 親権の性質の明確化（818条）
 - ・ 離婚後の親権の定め（819条）
 - ・ 親権の行使方法（824条の2）
 - ・ 監護についての定め（766条） ・ 監護者の権利義務（824条の3）
- (3) 養育費（766条の3）
- (4) 親子交流（766条の2，817条の13）
- (5) 養子縁組（797条、811条）
- (6) その他（財産分与、離婚原因など）



これらは**父母間のルール**

父母と**医療機関・学校・児童相談所との間のルール**ではないが実務に影響する

親の責務に関する規定（新設）

- ▶ 民法に親の責務に関する規定がなかった
 - ・・・親権者でなければ何も責任を負わないかのような誤解
- ▶ 婚姻の有無や親権の有無にかかわらず、
親が子の養育に関して負う責務を明確化

民法817条の12 1項

「父母は、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢及び発達の程度に配慮してその子を養育しなければならない、かつ、その子が自己と同程度の生活を維持することができるよう扶養しなければならない」

- ① 子の人格の尊重
- ② 生活保持義務（高度の扶養義務）

親の責務に関する規定（新設）

民法817条の12 2項

「父母は、婚姻関係の有無にかかわらず、子に関する権利の行使又は義務の履行に関し、**その子の利益のために**、互いに人格を尊重し協力しなければならない」

* 父母間の人格尊重・協力義務

【義務違反と評価され得る行為の例】

- ・ 暴行、脅迫、暴言等、誹謗中傷、濫用的な訴え
- ・ 同居親の日常的な養育に不当に干渉すること
- ・ 特段の理由なく他方の親に無断で子を転居させること
- ・ 取決めに反して理由なく別居親との交流を妨げること

親権等に関する見直し

親権とは

- ・・・子の監護・教育、財産の管理をする権利義務

親としての
義務

親としての
権利

親権とは

○親権の内容

- ① 身上監護権
- ② 財産管理権

子どもの学校を決める

子どもを教育する

子どもの住む場所を決める
(居所の指定)

医療の同意

子どもの財産を管理する

子どもの就職先、
アルバイトを決める
(職業の許可)

などなど



親権等に関する見直し

民法818条1項

(改正前)

成年に達しない子は、父母の親権に服する

(改正後)

親権は、成人に達しない子について、その子の利益のために行使しなければならない。

- ・・・「親権に服する」という表現が親の恣意を許すかのような誤解をまねかないように、止めた。

養育・扶養にかかる親の責務を明示する規定を新設した。

民法817条の12

- ① 子の人格の尊重、② 生活保持義務(高度の扶養義務)
- ③ 父母間の人格尊重・協力義務

親権等に関する見直し

▶親権について主な改正されたもの

- 1 離婚後等の親権者の定め
- 2 親権の行使方法
- 3 監護についての定め

．．．．今まではっきりした法律のルールがなかった。

1 離婚後等の親権者の定め

民法改正で何が変わるの？

改正前

父母が離婚
→ 単独親権

- ① 父が親権者
- ② 母が親権者

改正後

父母が離婚
→ 単独親権か共同親権の選択ができる

- ① 父が親権者
- ② 母が親権者
- ③ **父母が親権者（共同親権）**

誰が親権者か注意して調査する、児相は戸籍調査を慎重に！

子の利益確保のための制度です！

法制審議会家族法制部会（令和3年3月設置）への諮問

「父母の離婚に伴う子の養育への深刻な影響や子の養育の在り方の多様化等の社会情勢に鑑み、**子の利益確保等の観点から**、離婚及びこれに関する制度に関する規定等を見直す必要がある」

共同親権の基礎になる理念

- * 父母は、婚姻関係の有無によらず子にとって親である
- * 親権は「親の責任」であるから、一方の親権を失わせることは、子の利益の観点から望ましくない。
（＝責任を負う人が一人減ることは、不利益である）

改正法に反映されている

- * 婚姻関係の有無にかかわらず、父母が子に対して負う責務を明確化(民法817条の12)
- * 親権が子の利益のために行使されなければならないことを明確化(民法818条等)

改正法の成立と公布＝令和6年5月24日、施行日＝令和8年4月1日 施行

離婚の手續と親権者の定め方

Ⅰ 親権者をどのように決めるか

○協議離婚

父母で話し合いにより

→①単独（父又は母が親権者）か

②共同親権（父母が親権者）かを定める。

・・・離婚届出時に親権者を定める（民法765条1項1号）

決まらなければ、

③裁判所で親権者を定めることにして離婚先行**可能!**

・・・親権者指定の審判か調停を申立済み（2号）

離婚後の親権者を決めなくても、裁判手續をしていれれば、離婚できる。

離婚の手續と親権者の定め方

○裁判離婚・調停離婚

裁判所が子の利益の観点から

父母の **共同親権** か 単独親権を決定

- ・ 考慮要素：子の利益のため、父母と子の関係、父と母との関係その他一切の事情
- ・ 単独親権としなければならない場合（民法819条7項後段）

： **共同親権が子の利益を害するとき**

1号 父又は母が子の心身に害悪を及ぼすおそれ 例 **児童虐待**

2号 父母の一方が他の一方から身体的暴力その他心身に有害な影響を及ぼす言動を受ける恐れの有無、協議できない理由その他の事情を考慮して **共同して親権を行うことが困難と認められるとき** 例 **父母間DV**

・・・この事情がない場合、必ず共同親権になる、というわけではない

誰が親権者になるのか？

▶親権者になる人 民法819条

① 父母が離婚をするとき →父母の**双方**または一方

② 子の出生前に父母が離婚した場合 3項
→母が親権者となるが、
出生後の協議により父母**双方**または父とすることも可

③ 父が認知した子(未婚の子) 4項
→母が親権を行うが、
父母の協議により父母**双方**または父とすることも可

④ 協議が調わないときは 5項
→家庭裁判所が父母の**双方**または一方を親権者として定める。

親権者変更に関する見直し(819条6項)

○子ども自身が家庭裁判所に親権者変更の審判の申立てができる

・・・今まで子どもはできなかった

○親権者の変更が

単独親権→共同親権

共同親権→単独親権 へ変更が可能

○家庭裁判所はこの利益のため必要であるか否かを判断(8項)

協議離婚時の話し合いの経過、その後の事情の変更等(父母の一方から他の一方への暴力などの有無、調停の利用や公正証書の有無等)を考慮

・・・父母が対等な立場で話し合いができたか、第三者の介入があるか

父母の意見が一致しないとき →家庭裁判所が判断【判断枠組み】

総合考慮
(新民法819条7項柱書前段)

子の利益の観点から

- ①父母と子どもとの関係、②父と母との関係
- ③その他一切の事情を考慮

【①父母と子との関係】
父母が子の利益のために親権を行使することができるか

【②父と母との関係】
父母が子の利益のために協力できる関係にあるか 又は 協力関係の構築が期待できるか

共同親権

必要的单独親権事由
(新民法819条7項柱書後段)

共同親権とすることが子の利益を害すると認められるとき

父又は母が子どもの心身に害悪を及ぼすおそれ(1号)

父母が共同して親権を行うことが困難(2号)

单独親権

改正前の離婚への影響は？

令和8年3月31日までに離婚していたら？

○法律が変わったことで、自動的に離婚した父母が共同親権になるわけではない。

○ただ、令和8年4月1日以降、子ども自身やその親族が家庭裁判所に申し立てて、単独親権から共同親権に変更される場合がある。

・・・令和8年3月31日までに離婚していた場合

→単独親権

父母の話し合いで共同親権にはならない。必ず家庭裁判所の手続きが必要。

父又は、母が家庭裁判所に、父母の共同親権に変更するように申し立てることができる。

- ▶家庭裁判所が親権変更は子どもの利益のため必要があるときに限り認められる。
 - ・親子間の関係や父母間の関係などを考慮
 - ・合理的理由のない養育費の不払いは共同親権を否定する方向に大きく働く事情
 - ・虐待やDVのおそれがある場合は必ず単独親権

共同親権の場合の 親権の行使のルール

- 父母が婚姻中
- 父母が離婚後に共同親権を選択した場合

共同親権の場合の親権の行使方法(824条の2)

婚姻中だけでなく、父母が離婚後共同親権を選択した場合のルールが明確化された
原則 親権は、父母が共同して行う・・・父母が話し合って決める

例外 父母の一方だけが行える場合

- (1) 他の一方が親権を行うことができないとき(民法824条の2 1項2号)
- (2) 子の利益のため急迫の事情があるとき (同 1項3号)
- (3) 監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使(同2項)
- (4) 特定事項につき、父又は母の請求により、家庭裁判所が単独行使を認めたととき(同3項)
- (5) 子の監護をすべき者は、単独で、子の監護及び教育、居所の指定及び変更並びに営業の許可、その許可の取消し及びその制限をすることができる(民法824条の3)



「監護及び教育に関する日常の行為」とは？

- 日々の生活の中で生じる監護・教育に関する行為
- 子どもに対して重大な影響を与えないもの
- これは父母の一方が単独で親権を行うことが可能
 - ・・・相手が反対してもできる。

例：子どもの食事や服装を決める

短期間の観光旅行

通常のワクチン接種

「監護及び教育に関する日常の行為」 にあたらなない場合は？

→父母が共同して行う

・・・父母が話し合って決める。一方が反対していたらできない。

→反対していたら何も進められない？

▶家庭裁判所で手続きをする

○親権者変更・・・家庭裁判所に単独親権へ変更を求める

○特定事項につき、家庭裁判所に単独で親権行使できるように請求←NEW

例：進学先の選択、特別支援学校、学級への選択

子どもの転居や財産管理（子どもが相続した不動産の処分）など

▶反対していても父母の単独で決めることができる場合

・・・「子の利益のため急迫の事情があるとき」←NEW

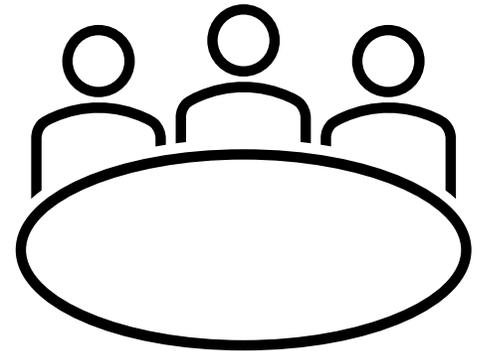
話し合いや家庭裁判所の手続きをしては、適切な時期に親権を行使することができなくなってしまう場合・・・子の利益を害する



考えてみよう 「日常の行為は？」

以下の中から、親権者が**単独**で判断できる
「日常の行為」にあたるものを考えよう。

- ① 短期の観光や旅行に行くこと
- ② 子どもの転居をする
- ③ 進路選択する
- ④ 習い事やアルバイトを決める
- ⑤ 就職先を決める
- ⑥ 軽微なけが等の治療の決定
- ⑦ 手術等重大な医療行為の決定
- ⑧ 食事や服装をどんなものにするかの決定



「急迫の事情」の具体例

(新民法824条の2第1項3号)

○入学試験の結果発表後の入学手続きなど
期限がある場合



○虐待やDVからの避難（子の転居などを含む）が必要である場合

- ・被害直後に限られない
- ・身体的なものに限られない



○緊急の医療行為を受ける必要がある場合

→親権者一人が単独で決めることができる



<参考> 法務省民事局作成「子の養育に関するルールが改正されました」2024年12月

【監護教育に関する日常の行為】

日々の生活の中で生じる監護教育に関する行為で、こどもに重大な影響を与えないものをいいます。個別具体的な事情によりますが、例えば、日常の行為に当たる例、当たらない例としては、次のような場合があります。

日常の行為に当たる例（単独行使可）	日常の行為に当たらない例（共同行使）
<ul style="list-style-type: none">● 食事や服装の決定● 短期間の観光目的での旅行● 心身に重大な影響を与えない医療行為の決定● 通常のワクチンの接種● 習い事● 高校生の放課後のアルバイトの許可 	<ul style="list-style-type: none">● こどもの転居● 進路に影響する進学先の決定（高校に進学せずに就職するなどの判断を含む）● 心身に重大な影響を与える医療行為の決定● 財産の管理（預金口座の開設など） 

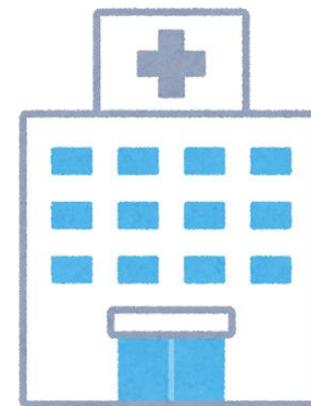
【こどもの利益のため急迫の事情があるとき】

父母の協議や家庭裁判所の手続を経ては親権の行使が間に合わず、こどもの利益を害するおそれがある場合をいいます。急迫の事情があるときは、日常の行為にあたらぬものについても、父母の一方が単独で親権を行うことができます。

個別具体的な事情によりますが、例えば、急迫の事情の例としては、次のような場合があります。

- DVや虐待からの避難（こどもの転居などを含みます）をする必要がある場合（被害直後に限りません）
- こどもに緊急の医療行為を受けさせる必要がある場合
- 入学試験の結果発表後に入学手続の期限が迫っているような場合 など

共同親権と 医療機関の対応



例えば・・・

父、母、Aさん（生後3か月の乳幼児）の3人家族

父母はAさんが生まれて間もなく、離婚。父母は共同親権を選択。

Aさんは母と一緒に暮らして、母が養育することになった。父は月1回交流。

Aさん（生後3か月）に右眼、左眼それぞれに腫瘍が見つかった。

右眼については、眼球摘出手術が必要であることがわかった。

子どもの病状からして、治療法としては標準治療である。

手術をしても両眼の視力は失うが、手術をしなければ、1、2か月以内に子どもは死亡する可能性は100%に近い状態であった。

母は、手術に同意した。

父は、障害をもつ子どもを育てていく自信がないため、病院の手術に同意しないと主張した。

再三の説得をしても父は、治療を拒否

・・・このままでは治療できない？

日常の医療行為

共同親権の場合でも、監護及び教育に関する日常の行為に係る親権の行使は単独でできる。

→父母の一方が反対しても、単独でできる。

例：風邪で病院受診

通常のワクチン接種

→日常の行為の範疇に入る医療行為

心身に重大な影響を与えない医療行為

・・・単独で子どもに受けさせることができる

・・・侵襲性の高い、重大な医療行為については？

親権者の同意が必要な医療行為

子どもが病気や事故などにより手術や治療を必要としている場合
医療機関が子どもに対して医療行為を行うためには
患者の同意が必要

子どもが年齢的にも、判断能力が未成熟で、乳幼児等、年齢によっては意見さえ
言えないとき

特に乳幼児

⇒親権者の同意が必要とされる

共同親権の場合、親権は父母が共同して行う（新民法824条の2）

子どもの手術について別居中の親権者の同意をとらなかったことについて損害賠償請求が認められた裁判例 (令和4年11月16日大津地方裁判所)

- ・ 父母は結婚後、子どもBができたが、別居していた。母がBを養育。
- ・ B（当時3歳）に中等度程度の肺動脈弁狭窄症が発見され、治療の介入が必要な状態であり、C病院で通院治療を始めた。
- ・ 父はBの病状を知りたいとして、C病院に説明を求めた。C病院の医師は、病状の説明を行い、今後の治療については、父母の両方の同意を得ると説明した。
- ・ 父は母に対して面会交流を求める裁判をし、父の直接的な面会交流は否定。
- ・ Bはなるべく早期の治療介入が望ましい状態であったため、医師は、母に手術の説明をし、母からの同意を得たが、父の同意は得なかった。
- ・ 父はC病院に対して、父の同意を得ることなく、手術をしたこと、他開示請求に関する対応を含めて損害賠償請求等をした。

裁判所の判断

- ・親権は、原則として共同で行使することが必要。手術に関する説明や同意に関しても、父母が共同で同意するのが原則。
- ・子どもの福祉に適する代諾を行うべき義務もある。
- ・一方の親権者に対する説明を行わないことが正当化される特段の事情

- ①親権者の意向の対立があって、説明を行ったとしても同意されないことが明白な状況であること
- ②子どもの病状等に照らして治療施行の緊急性があり、説明・同意の手続を踏んだ場合には治療の機会を逸し、子どもの福祉を害することが明らかな場合等

→本件では、父は手術に同意しないと明言したことはない。手術も緊急性があったといえる事情もない。

父の面会交流を否定する家庭裁判所の審判が出されており、判断内容として、治療方針に関しても、父が自己の思い通りにしたいというこだわりの強さから、病院や母との間で紛争を生じていることが指摘されているが、父が子どもと面会交流の実現が困難であった状況だったとしても、親権の行使としての同意権そのものを父から剥奪して母に委ねたものとはいえない。

→手術の実施にあたり、父に対する説明・同意を得ることを行わなかったC病院の行為は不法行為に該当する。慰謝料5万円。

父母共同親権の場合手術の同意

○手術は、侵襲性が高く、日常的な医療行為とはいえない

→共同親権の場合、父母の同意が必要

→一方が反対をしていたら、実施できない

○取りうる手段

父母間での解決方法・・・共同親権の父母間で意見が対立したとき

○家庭裁判所に、特定事項の親権行使者の指定の審判申立て（新民法824条の2第3項）

・・・母が家庭裁判所に申し立てて、手術について決定をするための親権の行使が母ができるようにしてもらう+保全申立て

○家庭裁判所に、父母共同親権→母単独親権に、親権者変更の審判申立て

○手術の時期が迫っている場合

「子の利益のため急迫の事情があるとき」（新民法824条の2第1項3号）にあたり、母単独で手術の同意ができる

○共同親権の父母両方の同意が必要な医療行為か否かの判断は悩ましい。

○「子の利益のため急迫の事情があるとき」がどこまでの緊急性がある場合にあたるのか、実務の集積が待たれる。

父母が離婚した後の 子どもへの監護のルール

協議離婚するときに決める 子の監護について必要な事項（766条）

- ① 父母のどちらが子どもを監護するか（監護者）
- ② 「子の監護の分掌」 ←NEW!
・・・子を監護担当する期間の分担、役割（例：教育）の分担
- ③ 父又は母と子どもとも交流
- ④ 子どもの監護費用の分担

①から④を父母は協議して定める。

「子の利益を最も優先して考慮しなければならない。」

→話し合いでまとまらない、話し合えないときは家庭裁判所へGO



離婚時の子どもの監護についてのルール

▶ 「監護」とは

子どもの身の回りの世話、教育、生活場所の決定等

現行の法律では、「監護者」がどのような権利義務があるのか明確に定められていなかった。

共同親権の場合、父母双方が監護者になることが想定される。

→ 父母の一方が監護者に指定されない場合、**監護の分掌**の問題が生じる。

監護の分掌の範囲が後日父母間で紛争が生じるおそれがあるため、

離婚協議の際に、父母双方で明確に役割分担を文書にしておくといい。

▶ 離婚の際は、監護者をどちらにするか決めてなくても、離婚できる。

離婚時の子どもの監護についてのルール 父母の一方が監護者になったときは？

▶ 監護者の権利義務に関する規定の明確化（民法824条の3）

- ・ 監護者は子の監護・教育、生活場所等を単独で決めることができる（日常の行為に限られない）
- ・ 共同親権の場合、父母の一方と監護者として定めたら
監護者でない親権者も、日常の行為（子どもの身の回りの世話等）をすることはできるが、監護者の行為を妨げてはならない。

▶ 監護者の指定につき、公示方法なし

→ 親権者と異なり、戸籍に記載されない。

子どもと世帯に係る機関（学校、医療機関、見相等）にとっても、父母のどちらが権限を持つのかわからない。

離婚後 児童扶養手当は受け取れる？

- 離婚後、単独親権でも共同親権でも児童扶養手当は受け取れる。
- これまでと変わらず、子どもと暮らす親が受け取る。
- 手当額は子どもと暮らす親の所得から判断



児童相談所の 離婚後共同親権の対応

令和4年6月児童福祉法の改正 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入

目的：一時保護の適正性の確保や手続の透明性の確保

手続：裁判官が発布する**一時保護状**による方法

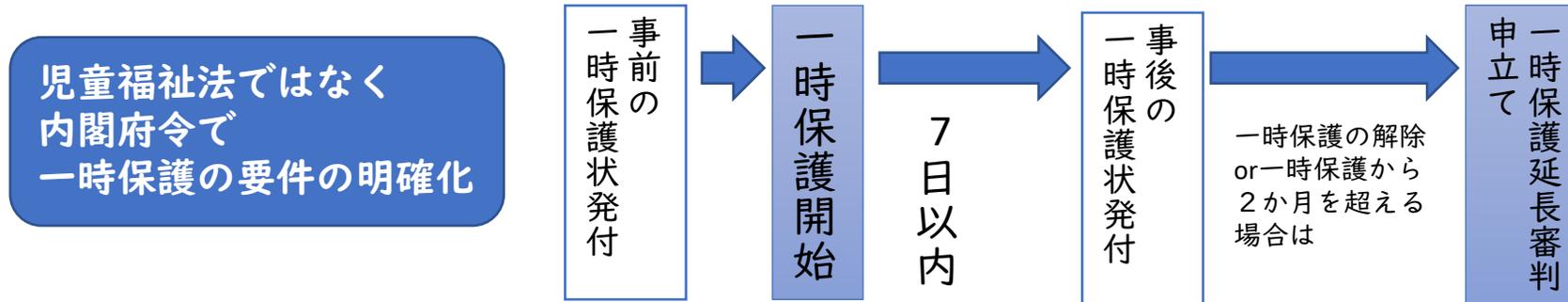
対象：一時保護全ケースではない

令和7年6月施行

- ①親権者等の同意がある場合、
- ②児童に親権者等がない場合、
- ③一時保護を開始した日から起算して7日以内に解除した場合は除かれる

一時保護の要件を法令上明確化（児童福祉法33条1項及び2項）

その要件に該当するときは、明らかに一時保護の必要がないときを除き裁判官は一時保護状を発布する（同第4項）



一時保護とは（児童福祉法33条1項、2項）

児童相談所長は、

一時保護の要件を法令上明確化

○児童虐待のおそれがあるとき

○少年法第6条の6第1項の規定より事件送致を受けたとき

○その他の内閣府令（※）で定める場合であって

必要があると認めるときは、児童福祉法26条第1項の措置を採るに至るまで

児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため

又は児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するために

→子どもを一時保護施設に保護することができる。

児童相談所長の判断で一時保護を行うことができる



内閣府令の概要（児童福祉法施行規則第35条の3抜粋）

令和7年6月1日施行

- 次に掲げる場合において、児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保すること又はアセスメント（短期入所指導を含む）を行うことを目的として、一時保護を行うことができる
- 1号 児童虐待防止法2条に規定する児童虐待を受けた場合若しくはそのおそれがある場合又は、児童虐待を受けるおそれがある場合（児童虐待防止法第12条の2第1項に定めるときを含む。）
- 2号 少年法第6条の6第1項の規定による送致を受けた場合又は警察官から法第25条第1項若しくは児童虐待防止法第6条第1項の規定による通告を受けた場合
- 3号 児童の行動が、自己若しくは他人の生命、心身若しくは財産に危害を生じさせた場合若しくはそのおそれがある場合又は生じさせるおそれがある場合又は危害を生じさせるおそれがある場合
- 4号 児童が自らの保護を求め、又はこれに相当する意見もしくは意向を表明した場合
- 5号 児童の保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による病院への入院などの状態となったこと、児童が家出人であることその他の事由にあたる場合
- 6号 児童の保護者が児童の保護を求め、又はこれに相当する意見を表明した場合
- 7号 前各号に掲げるもののほか、一時保護を行わなければ児童の生命または心身に重大な危害が生じるおそれがある場合

一時保護の判断

【司法審査マニュアル8頁】

①内閣府令の1号から7号に該当するか



②一時保護の必要性

- 子どもの安全を迅速に確保する必要がある
- 子どもを家庭から一時分離して親子関係を調整する必要がある
- 福祉サービスの利用等により養育環境を整える必要がある
- 子どもの調査、行動観察が必要
- 保護者、親権者等に対する調査が必要
- 関係機関に対する調査が必要 などなど



一時保護を行うことができる



一時保護状を請求するかどうかにかかわらず、
すべての一時保護をするときに
①内閣府令該当性
②一時保護の必要性
があるかどうかを考える

児童相談所長等の合理的な裁量





引き続いての一時保護の承認を求める審判

引き続いて2か月以上一時保護を継続することが

親権者等の意に反するとき

一時保護（又は継続から）2か月ごとに
家庭裁判所の承認を得なければならない。

（児童福祉法33条14項）

一時保護

一時保護

一時保護

親権者等の意に反する場合にのみ、家庭裁判所の許可をもらって一時保護を継続する

2か月

2か月

一時保護時の司法審査

調査

施設
入所
等

児童福祉施設への入所の承認を求める審判
（児童福祉法28条1項）

施設入所等の措置が親権者等の意に反する場合にのみ、家庭裁判所の許可をもらって施設入所等措置をする

一時保護中・施設入所措置中の児童について

親権者、監護の監護と一時保護中・施設入所中の児童の監護との関係
共同親権のルールは、父母間のルール

児童相談所長や施設長等の権限のルール

→児童福祉法に基づく監護等の必要な措置の範囲内かどうか

児童福祉法33条の2第2項・・・一時保護中の監護の権限

- 児童相談所長は、監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる。
- 親権を行う者等は、この措置を不当に妨げてはならない(3項)。

児童福祉法47条第3項・・・入所中の監護の権限

- 施設長は、入所中の児童について監護及び教育に関し、その児童の福祉のために必要な措置をとることができる。
- 親権を行う者等は、この措置を不当に妨げてはならない(4項)。



その他の改正点

養子縁組に関する法改正

Ⅰ 未成年養子縁組後の親権者の明確化（新民法818条3項）

① 養親が親権者になる

※複数回の養子縁組がされている場合

→直近の縁組により養親となった者に限る（1号）、

② 子の父母であって、上記①に掲げる養親の配偶者であるもの（2号）

例：実父母の一方の再婚相手を養親とする養子縁組の場合

養親（再婚相手）＋実親（養親の配偶者）

・・・養子縁組をすると、**実父母が親権者としての権利義務を失う**ことになる。

共同親権の父母の一方が反対したとき
・・・父母の意見を家庭裁判所が調整する。

15歳未満の子を養子とする縁組をする場合

○子どもが15歳未満のとき

養子縁組をするには、「法定代理人」が子どもに代わって、縁組の代諾をすることができ（797条1項）。

→法定代理人：親権者

共同親権の場合は、父母双方の同意が必要

+子どもの父母で監護者がいるときは、監護者の同意が必要。

+親権停止されている親がいるときも同意が必要。

○子どもが15歳以上のとき

子どもが自分で養子縁組ができる。

15歳未満で養子縁組をしたいとき

共同親権の父母の意見が一致しないときは？ →家庭裁判所の判断

縁組をすることが子の利益のために特に必要であると認めるときに認めるときに限り、父母の一方が単独で親権を行使することができる旨の審判をすることができる。

父母が離婚している場合の離縁の代諾

○離縁（811条）

- ・ 離縁の当事者は、その協議で離縁することができる。
- ・ 養子が15歳未満であるときは、養親と、離縁後に子どもの法定代理人となるべき者との協議で決める。

父母が離婚している場合の離縁の代諾（離縁後の親権者の定め）に関して、どうなる？

→新民法811条3項

養子の父母が離婚しているときは、その協議で**双方**又は一方を養子の離縁後にその親権者となるべきものと定めなければならない。

協議が不調の場合は、家庭裁判所へGO

父母又は養親の請求により、協議に代わる審判をすることができる（4項）。

養育費等に関する法改正

- 1 養育費等の請求権の実効性向上
養育費債権に優先権（先取特権）が付与された（新民法306条）
- 2 法定養育費（新民法766条の3）
子の監護に要する費用の分担の定めがない場合の特例
→法定養育費制度の創設 **NEW**

<改正前> 養育費の支払いを請求するためには、額について父母間で取り決めが必要だった

<改正後> 取り決めがなくても、離婚時から一定額の法定養育費を請求することができる。 ※施行日後に離婚した父母のみに適用

【法務省令】 月額2万円に子どもの数を乗じた額

子どもが2人の場合・・・月額4万円

- 3 裁判手続の利便性の向上

親子交流に関する法改正

1 父母の婚姻（別居）中の親子交流等（新民法817条の13）

・・・親子交流に関する規定がなかった。

婚姻中別居の場合も、父母の協議又は家裁の審判により親子交流について定めることができる。

2 裁判手続における親子交流の試行的実施

3 親以外の第三者と子の交流に関する規律

（審判による父母以外の親族と子の交流の定め。新民法766条の2）

例：祖父母と子どもとの関係に親密な関係がある場合

→子の利益のために特に必要があると認めるとき

子との交流を決めるのは原則として父母

他に適当な方法がない場合に限り、父母以外の親族も自ら家裁に申し立て可

①祖父母、②兄弟姉妹、③それ以外の親族であって過去に子を監護していた者

その他

- 1 民法754条（夫婦間の契約の取消権）の削除
- 2 裁判上の離婚の事由中の民法770条1項4号（配偶者が強度の精神病にかかり回復の見込みがないこと）の削除

参考情報

1 法務省HP

法務省民事局

「民法等の一部を改正する法律(父母の離婚後等の子の養育に関する見直し)について」

■Q & A形式の解説資料(民法編)

■Q & A形式の解説資料(行政手続・支援編)

(令和7年9月更新)

2 こども家庭庁

「民法等の一部を改正する法律(令和6年法律第33号)の施行に係る児童相談所等における調査等の留意事項(Q & A)」(令和7年12月26日)